



Title	通常兵器の使用規制に関する国際法の新潮流 : ウェポンズ・ロー (weapons law) の発展と限界
Author(s)	仲宗根, 卓
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/61450
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 仲 宗 根 卓 ）	
論文題名	通常兵器の使用規制に関する国際法の新潮流 ——ウェポンズ・ロー（weapons law）の発展と限界——
<p>論文内容の要旨</p> <p>戦闘手段たる通常兵器の使用規制に関する国際法（以下、ウェポンズ・ロー）の萌芽は、1868年に採択されたサンクト・ペテルブルク宣言にまで遡ることができ（第1次発展期）、1980年に採択された特定通常兵器使用禁止制限条約（以下、CCW）の採択を経て（第2次発展期）、1997年に採択された対人地雷禁止条約や2008年のクラスター弾に関する条約の採択に至る（第3次発展期）。</p> <p>第1次発展期及び第2次発展期初期のウェポンズ・ローの適用範囲や規律事項は限定的であり、原則として国際的武力紛争のみに適用され、及び兵器の使用禁止又は制限のみを規律するものがほとんどであった。ところが、第2次発展期後期から3次発展期のウェポンズ・ローの適用範囲及び規律事項には、以下のような特徴が次第にみられるようになった。すなわち、①非国際的武力紛争への適用拡大、②武力紛争後に生じうる文民被害への対応拡充、③軍縮的全面禁止アプローチの導入、そして④相互運用性条項の導入である。</p> <p>①から③までのウェポンズ・ローの新潮流は、従来の武力紛争法の規則が現実の紛争の性質や兵器の特徴に適応しきれないために人道上の懸念や要請から生じたもので、武力紛争における不必要な殺傷の忌避という武力紛争法の原則に照らせば望ましい現象であることに異論はない。しかし、人道上の要請によって生じたウェポンズ・ローの新潮流は、武力紛争法やハーグ法の理論からして本来は相容れない事象なのであり、このことから何らかの歪みが生じる可能性も否定できない。その歪みの1つが④の相互運用性条項の導入ともいえる。以上のウェポンズ・ローの新潮流の特徴と問題点は以下のとおりである。</p> <p>①について、ウェポンズ・ロー関連の条約は紛争当事者の非対等な関係という理論的困難を克服せずにそのままの適用が想定されているため、締約国がその適用を認めないという事態が生じ得ることをロシアの事例（CCW改正議定書IIの適用否定）で示した。また、兵器の性質を考慮せずに非国際的武力紛争における使用を禁止すると、保護されるべき文民に対して逆に非人道的効果を招く恐れがあることも、ダムダム弾使用の戦争犯罪化の分析によって示された。</p> <p>②について、武力紛争後に不発弾から生じうる文民被害に対処するために、かかる被害も付随的損害として、いわゆる均衡性の原則の評価対象とすべきという主張があるが、そのような解釈は目下のところ不可能である。また、不発弾の除去義務や不発弾から生じる犠牲者の支援義務は、その所在国が第一義的に責任を負うことから、使用国の責任が問われず法的正義の観点からは問題が残ることになる。</p> <p>③について、軍縮的全面禁止アプローチは兵器の使用を厳格に禁止するため、これまでウェポンズ・ローがその履行確保手段として依拠してきた戦時復仇のオプションを否定することになる。従って、使用禁止違反に対する効果的な履行確保が存在せず、文民保護の観点からは問題となる。また、非締約国に対しても兵器の使用が禁止されることになる。戦時復仇が否定されることは条約義務の片務的な履行を意味するから、ハーグ法の相互主義からの離脱の可能性が主張される。しかし、軍事大国不在の状況で果たしてそのようなことが言えるのかは検討が必要である。そもそも、軍事大国が加盟しないことは条約の実効性上大きな問題となる。</p> <p>④について、ウェポンズ・ローは人道上の要請からその規律事項と適用範囲を拡大すればするほど、過度な規制を好まない米国やロシア等が離れていくという問題を抱えることになる。しかし、ウェポンズ・ロー関連の条約の締約国の中には米国との軍事的協力関係を維持しなければならない国も存在するため、その調整原理として採用されたのが相互運用性条項である。しかし、同条項はクラスター弾を使用する非締約国に対する締約国の援助を法的に認めるものであるため、締約国は非締約国を通じて間接的に条約に違反する行為をしうることになる。</p> <p>人道上の要請によってウェポンズ・ローが発展していることは望ましい現象である。しかし、過度な理想主義はかえってウェポンズ・ローの実効性を低めてしまう恐れがある。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (仲宗根 卓)			
	(職)		氏 名
論文審査担当者	主 査	教 授	真山 全
	副 査	教 授	村上 正直
	副 査	准教授	和仁 健太郎

論文審査の結果の要旨

I. 中心的な論点

<1. 検討対象の分野> 国際法の一分野である武力紛争法(国際人道法)は、敵との間の戦闘その他の敵対行為を規律する規則群(ハーグ法)、及び犠牲者の保護のための規則群(ジュネーヴ法)に大別される。前者は、さらに害敵方法(合法的攻撃目標の選定方法等(methods of warfare))に関するものと、害敵手段(合法的攻撃目標殺傷破壊のための手段(means of warfare))を規律するものに二分されている。本論文「通常兵器の使用規制に関する国際法の新潮流—ウェポンズ・ロー(weapons law)の発展と限界—」は、20世紀末から生じた害敵手段規制における新しい動きを詳細に分析したものである。

害敵方法手段については、早くも19世紀半に条約が作られ、詳細な規則が設けられていった。こうした規則は、それぞれの時代の戦争形態を念頭に置いているから、戦争の形態が変化すればそれに対応して新しい条約や慣習法が形成される。20世紀末以降の民族紛争やいわゆる対テロ戦争の激化から害敵方法手段の分野でも対応が求められていた。条約作成や慣習法形成には時間を要することから国際法が新事態に即応するのは普通は困難であるが、害敵手段規制には比較的短期間で対応可能とする枠組みが1980年代に構築されていた。

<2. 現代的問題を処理する害敵手段規制新規設定枠組> 国連憲章第7章の措置としての国際的刑事裁判所設置のようなものを除けば、武力紛争法で機動的運用を可能とする枠組は害敵手段規制に関するもののみである。従って、新事態で生じた武力紛争法上の問題は、勢い害敵手段規制の枠組を通じて処理される傾向が生じた。すなわち、1980年採択の特定通常兵器使用禁止制限条約(Convention on Certain Conventional Weapons, CCW)とその附属議定書から構成されるもので、規制を要する通常兵器を認識すればそれについての新議定書を付加していくことで比較的迅速に規制を実現していく方法である。このことはCCW締約国も当初予測せず、あまり意識的に議論されたこともなかったが、CCW締約国会合は武力紛争法の現代的問題を映し出す鏡となり、1990年代後半から新議定書作成の動きが急になった。それでは飽き足らない諸国がCCW外で新条約作成の枠組みを設けることもあるが、新たな動きはCCWを一つの中心として展開してきたといえる。

本論文は、害敵手段規制の動向を通じて武力紛争法の変化や現代的問題を正確に描き出すことを企図している。従前の害敵手段規制の分野の問題というべきであるが、本論文が「ウェポンズ・ロー」との新呼称により敢えて説明しているのは、新事態への武力紛争法上の対応がここで集中的になされつつあり、敵の戦闘員及び軍事目標の殺傷破壊に直接に係わるものを念頭に置いてきた害敵手段規制では狭すぎると認識したからである。その意味からすれば、本論文は、武力紛争法内部の構成要素間の境界線の引き直しを試みているともいえる。なお、本論文は、通常兵器のみを検討の対象とし、大量破壊兵器には触れない。

II. 構成及び分析方法

<1. 新呼称の意義> 本論文は、「序章」において「ウェポンズ・ローの位置付け」を論じ、かかる新奇な呼称を用いることの意義を上記のように説明した上で、「第1部第1章 ウェポンズ・ローの理論と史的展開」として19世紀以来の害敵手段規制を「ウェポンズ・ロー」として整理する。

本論文の評価上の最初の、そして最重要の問題は、害敵手段規制規則群とウェポンズ・ローの関係である。第1章の「史的展開」は、前者が質的に異なる後者に変貌したのではなく、前者が新たな要素を付加されつつ全体として後者ウェポンズ・ローと呼ぶのを適当とするものになったという連続性を確認している。害敵手段規制の延長線上にあるのであれば、敢えて名称を変更する積極的な必要があるのかが講学上まずは問われるが、本論文は、それに第2部各章の個別

的問題の検討を通じて答えようとしている。

<2. 「新潮流」－ 事項的及び時間的な適用範囲拡大 > 第2部では「新潮流」として四つの問題を挙げている。すなわち、「第II章 ウェポンズ・ローの非国際的武力紛争への適用拡大」、「第III章 ウェポンズ・ローの武力紛争後に生じる文民被害への対応拡充」、「第IV章 ウェポンズ・ローと軍縮的完全禁止アプローチ」、及び「第V章 ウェポンズ・ローへの相互運用性条項の導入」である。

この内、第II章では、非国際的武力紛争にも兵器使用規制が導入されていることを証明している。内戦のような非国際的武力紛争中の反徒の行為は全て犯罪であり、政府の反徒制圧は国内法執行で説明されるから、対等な者同士であればありうる兵器使用の国際法的規制は原理的に困難である。しかし、本論文がいうようにCCWのような条約が非国際的武力紛争にも適用されはじめた。この点を関連条約の精密な分析によって本論文が示したことは高く評価される。第III章は、武力紛争後に残る不発弾等から生じる損害を扱う。武力紛争が終われば武力紛争法の適用はない。不発弾被害も武力紛争法の問題ではなかったが、CCW附属議定書はこれを武力紛争法の規律対象として扱い始めた。本論文は、この残存兵器の扱いを武力紛争法から見た数少ない研究でもある。

<3. 「新潮流」－ 軍縮的手法併用及び相互運用性条項挿入 > 害敵手段規制規則の対象とは認識されていなかった非国際的武力紛争における兵器使用及び武力紛争終了後の不発弾処理への適用に加え本論文は、軍縮的手法併用及び条約非当事国との関係処理条項挿入がウェポンズ・ローの新潮流であると指摘する。

害敵手段規制とは別に扱われてきた軍縮の要素を加味したのは、CCWの地雷使用規制では微温的であるとして別フォーラムで採択された対人地雷禁止に関するオタワ条約であり、CCWでは規制がついに成立しなかったためやはり別個の条約作成会議で作成されたクラスター弾に関するオスロ条約であった。これらの軍縮的手法併用条約は、使用禁止の他、保有弾薬の廃棄を要求する。本論文は、これを文民被害軽減に有効なウェポンズ・ローの新傾向として評価するが、完全廃棄により、敵国による違法な使用に対する戦時復仇としての使用もできなくなるという問題を的確に指摘する。また、軍縮的手法は根治療法的なものであるから、軍事的に有力な国がオタワ条約のころから追従できなくなり、条約の普遍性において問題が生じつつあるとしていることも興味深い指摘である。一部諸国の間だけであっても先進的な条約を採択して規制を進めていくか、又は条約の普遍性確保のため緩やかな規制を徐々に広げていくべきかは、ウェポンズ・ローに限らず困難な政策的問題である。

CCWのように諸国が足並みを揃えて進んでいくのではなく、一部が突出して新条約をつくと、共同交戦国であっても条約の規制具合がまちまちになり作戦遂行上問題を生じる。クラスター弾条約のように、条約締約国が非締約国とともに闘う場合に当該非締約国によるクラスター弾使用にどこまで協力できるかという法的相互運用性の問題が発生してくるのである。これは、技術的問題のように見えるが、実は条約上の義務の範囲において相違する諸国の協同で発生する条約法上の大きな問題で、本論文はウェポンズ・ローの文脈においてこれを正しく指摘している。

III. 評価

<1. 全般的な評価 > 武力紛争法の現代的課題を害敵手段規制条約作成の枠組みを通じて観察するという着眼は大変に優れている。そこから非国際的武力紛争や武力紛争終了後への規則の適用拡大、軍縮的手法の併用による完全廃棄、さらには、相互運用性条項の挿入のような新傾向が確かに認められる。そうした四問題領域それぞれにおいて、構造的で大きな問題を害敵手段規制という武力紛争法の一部門で処理しようとして生じる困難も的確に指摘されている。

その一方で、害敵手段規制ではなくウェポンズ・ローという新呼称の下で体系化されるべき理由はなお十分には説明されていない。「新潮流」と本論文がいう四問題の間関係をさらに検討し、それらの問題の処理方法を従前の害敵方法手段規制ともう少しく精密に比較すればウェポンズ・ローという新呼称使用の必要をより説得的に示せば、この点が惜まれる。また、そのような新しい事情からウェポンズ・ローと呼ぶということになったのであれば、害敵手段規制の初期から今日までの全体をウェポンズ・ローと呼び、今日新潮流が見られるという説明は変更した方がよいであろう。

<2. 個別的な問題点 > 個別的な論点についていえば、本論文冒頭で物理的效果をもたらす手段のみを対象としたことから、サイバー手段が扱われていない。サイバー手段の検討を除外すると、これに関しての武力紛争法の欠缺を間接的に認めることになりかねない。キネティックな手段に限定する必然性はないから、サイバー手段について補足的研究が今後望まれる。また、条約の実効性や相互主義といった用語も通常とは異なる意味で使われている箇所があり、修正を要す。

<3. 結論 > 但し、こうした問題点は、本論文の価値を著しく減じるものではない。本論文が武力紛争法の現代的問題をウェポンズ・ローを通じて検討しようとしたことは高く評価され、本論文により申請者に対して博士の称号を授与することができる審査員は一致して判断する。なお、本論文には剽窃にあたる箇所がないことが確認された。(了)